

(7) 幼保一元化については、少子化が進み、児童数が減少する中、新しい施設の設置は困難であるため、地域の特定の施設で、現保育所施設を活用し、就学前教育の充実を図る上でも幼保一元化を実現する方向で、合併後に検討する。

19-13 環境事務の取扱い

(1) し尿処理等については、現行のまま新市に継承する。
 (2) 動物管理については、現行のまま新市に継承する。
 (3) 大気汚染防止基本計画及び生活排水処理計画については、新市において策定する。

19-14 塵芥処理の取扱い

(1) 一般廃棄物処理基本計画については、新市において策定する。
 (2) ごみ収集については、可燃ごみ、不燃ごみ等は、現行のとおり一部事務組合への委託収集とする。
 (3) 生ごみ処理機等購入費補助については、コンポスト購入補助は、購入価格の1/2以内で上限4,000円とし、生ごみ処理機購入補助は、購入価格の1/2以内で上限30,000円とする。
 (4) 生ごみ収納庫設置補助については、事業に要する経費の2/3以内で上限50,000円とする。

19-15 保健衛生の取扱い

(1) 育児支援事業については、一元化の上、新市に継承する。
 (2) 母子栄養強化事業については、一元化の上、新市に継承する。
 (3) 老人保健事業の健康診査については、一元化の上、新市に継承する。

ア 基本健康診査

集団健診と個別健診を実施し、選択して受診できる体制を整える。また、対象者は、18歳以上とし、

自己負担金は、集団500円、個別1,000円とする。

イ 各種がん検診等

自己負担金は、左記検診について徴収する。ただし、70歳以上については無料とする。

骨粗しょう症検診	1000円
胃がん検診	2000円
大腸がん検診	1000円
子宮がん検診	2000円
乳がん検診	2000円

なお、じん肺検診については、現行のまま(1,000円)新市に移行する。

(4) 定期予防接種等については、一元化の上、新市に継承する。

(5) 保健センターについては、現行のまま新市に継承し、各保健センターを保健事業の拠点として位置づける。

19-16 各種社会福祉事業等の取扱い

(1) 民生福祉

ア 新市において、福祉事務所を設置し、生活保護全般の対応を行う。
 イ 民生児童委員協議会については、組織は現行のまま新市に移行し、新たに各協議会で構成する新市協議会を設置する。

(2) 高齢者福祉
 ア 介護予防・生活支援事業(外出支援サービス事業等)については、現行のまま新市に継承し、関係機関と調整の上、実施方法の統一を図る。家族介護慰労事業については、一元化の上、新市に継承する。

ただし、対象者を重度に限定し、寝たきり・痴呆は月額30,000円、準寝たきり・準痴呆は月額15,000円を支給する。また、介護保険サービス利用者には月額80,000円を支給する。

イ 生活支援型サービス事業については、事業内容を調整し、全市に拡大する方向で調整する。

ウ 新市において、基幹型在宅介護支援センターを設置し、中学校区(旧町)に地域型在宅介護支援センターを設置する。

エ 高齢者福祉関係施設については、現行のまま新市に継承する。

オ 敬老行事については、当面、現行のまま新市に継承し、段階的に統一を図る。

カ シルバー人材センター関係事業については、新市において調整する。

(3) 障害者福祉

ア 福祉タクシー事業については、対象者を統一の上、新市に継承する。なお、助成額については、新市において調整する。

イ 身体障害者住宅改修事業については、一元化の上、新市に継承する。助成限度額は、300,000円とする。

ウ 障害児(者) 激励事業については、一元化の上、新市に継承する。なお、支給額については、月額20,000円とする。

エ 在宅重度身体障害者介護者激励事業については、適用基準を調整し、全市に拡大する方向で調整する。オ 障害児者医療(町制度) 対象者については、身体障害者手帳3・4級、知的障害者療育手帳B及び精神障害者手帳所持者とする。

カ 作業所への通所支援事業助成限度額については、月額5,000円とし、5,000円を超える分は、1/2を補助する。

(4) 児童母子福祉

ア チャイルドシート購入補助事業については、一元化の上、新市において実施する。

イ 出産祝金等支給事業及びすくやか手当支給事業に

については、支給基準を統一の上、新市において実施する。

ウ 祝金事業については、小学校、中学校入学祝として、それぞれ50,000円を支給する。

エ 母子・寡婦家庭自動車運転免許取得助成事業については、新市に移行後調整する。

オ 乳幼児医療制度については、高等学校修了まで対象とする。

カ 母子家庭医療（町制度）及び父子家庭医療制度については、廃止する。

（5）国民年金
在日外国籍高齢者特別給付金制度については、支給金額、支給回数を統一する。

（6）援護事務
戦没者追悼式については、合併時までに関係機関と調整の上、統一を図る。

19-17 介護保険の取扱い

（1）介護保険料については、当面、現行のままとする。新市の基盤整備が整い、一定のサービス水準の均衡が図られた中で、統一を行う。

（2）資格管理及び給付実績管理については、新市において統一し、受給者管理については、一元化に向けて調整する。

（3）介護保険事業計画及び老人保健福祉計画については、新市において調整する。

19-18 診療所の取扱い

（1）直営診療所については、現行のまま新市に継承する。

（2）公設民営の診療所

ア 地域医療活動助成については、新市に継承し、助成額は新市の財政計画に基づき決定する。

イ その他の診療所については、現行のまま新市に継承する。

19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い

（1）公立幼稚園の設置状況については、現行のまま新市に移行する。なお、受け入れ体制や条件等の統一については、新市において速やかに調整を図る。

（2）小学校の設置状況については、現行のまま新市に移行する。ただし、今後の児童数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討を行う。

（3）中学校の設置状況については、現行のまま新市に移行する。

（4）障害別特殊学級については、一元化の上、新市に継承する。

19-20 学校教育の取扱い

（1）教育委員会事務局

新市教育委員会の事務局体制については、新市における組織・機構の整備方針に基づき、学校教育活動の充実と生涯にわたる自発的な学習活動を推進・支援する組織及び機構とする。

（2）就学奨励補助金

要保護・準要保護児童生徒援助費、特殊教育奨励費補助等4町とも実施している補助については、内容と補助額（率）を統一して、新市に継承する。その他補助については、内容を精査し、一元化を図り新市に継承する。

（3）教育振興事業

新市の教育方針に基づき、各学校の実態に応じた検討を行い、事業を実施する。

（4）情報教育については、新市において速やかに各学校間のネットワーク化に向け検討する。

（5）スクールバスについては、現行のまま新市に継承する。

（6）人権教育

新市において方針を決定し、人権教育の推進を図る。

（7）山村留学事業については、現行のまま新市に継承する。

（8）幼児教育事業

幼児教育対策については、現行のまま新市に継承する。なお、就学前教育の保障・充実の観点から、幼保一元化を積極的に進めることが望ましく、国・府の動向を踏まえながら、新市において速やかに検討を進める。また、子育てすこやかセンターについては、現行のまま新市に継承する。

19-21 学校給食の取扱い

（1）学校給食の形態については、現行のまま新市に継承する。ただし、将来的には、より安心・安全な給食の実施と経費の節減を図るため、センター方式への統一を進めるとともに、調理場の運営についても新市で調整を行う。

（2）給食費及び献立については、新市に移行後調整する。

19-22 社会教育の取扱い

（1）社会教育事業

新市において社会教育推進の方針等を定め、地域実態や学習要求、階層や対象別等に応じた社会教育事業を引き続き身近な社会教育施設で実施する。

（2）社会教育施設

公民館、図書館（図書室）、博物館、資料館、教育集会所等については、現行のまま新市に継承する。

（3）社会教育関係団体

新市に移行後、関係機関と調整を図る。

（4）社会体育事業

新市において社会教育推進の重点を作成し、各種の体育・レクリエーション活動の推進目標を定め、事業内容を調整し実施する。

（5）社会体育施設については、規模や設備等が異なる関係から、現行のまま新市に継承する。